

議案第17号

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17年総社市条例第35号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき設置する学校運営協議
会の委員報酬の額を定めるため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前					
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、総社市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。				(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、総社市特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。					
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）					
職名	区分	報酬			職名	区分	報酬		
		日額	月額	年額			日額	月額	年額
略				略					
学校教育環境適正化審議会委員		5,900			学校教育環境適正化審議会委員		5,900		
学校運営協議会委員				10,000	略				
備考 略				備考 略					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。